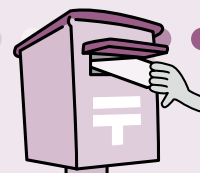


『市長への手紙』36



このコーナーは、手紙や電子メールなどにより市長へご意見・ご提言などをいただいたものの中から、その一部を紹介するものです。▶問い合わせ 広報広聴課広報広聴担当(内線318)

意見

放射線量測定器の貸し出しを行わないのか。

回答

市では、市民の安心・安全を図るため、子供たちが利用する公園などを含め、主な公共施設敷地内で放射線量の測定を行い、公表しています。

これまで、健康に影響を及ぼす放射線量の数値は測定されておりませんが、市民の皆さんが身近な生活環境などの放射線量を把握できるよう、1月16日から放射線量測定器の貸し出しを開始しました。

意見

もみ殻を田んぼで燃やし、辺り一面煙でかすんでしまうことがあり、洗濯物を干すことができないときもある。ごみも野外で燃やしているのので、燃やさないよう指導してほしい。

回答

野外焼却は、国の法律や県の条例により原則禁止となっていますが、農業や林業などを営むため、やむを得ないものとして行われる焼却は規制の対象外となっています。

しかしながら、近隣の方の健康被害や煙による通行障害などを許容しているものではありませんので、焼却を自粛するチラシの配布や職員による巡回を行い、焼却の自粛に努めています。

また、ごみの野外焼却については、直ちに中止するよう指導しています。

意見

古代蓮の里について、春は芝桜、夏は古代蓮、秋はコスモス、冬はサザンカなど、年間を通して楽しめるようにしてほしい。

回答

古代蓮の里においては、年間通して県内外の皆さんに楽しんでいただけるよう、多種多様な植物を用意しており、現在、冬に楽しむことができる「ロウバイの林」を整備したところです。

今後とも、季節を意識した整備を行い、年間を通して楽しむことができる公園づくりに努めていきます。

行田の情報をメールでお届け「ふるさとメール」にご登録ください

本市では、行田の情報をEメールで無料配信する「行田市ふるさとメール」(メールマガジンサービス)を行っています。

このメール配信は、「市報ぎょうだ」に掲載した催し・募集などの情報をはじめとする市からのお知らせに加え、埼玉新聞に掲載された本市のニュースなどを毎月1回提供しています。

登録は、市または埼玉新聞社のホームページにアクセスするか、QRコードを携帯電話で読み取って申し込みください。

▶問い合わせ

広報広聴課
広報広聴担当
(内線318)



～引っ越しの際の手続きにもご利用ください～ 電子申請・届出サービス

行田市電子申請・届出サービスとは？

インターネットを利用し、自宅や職場のパソコンから24時間365日、申請や届け出をすることができるサービスです。

埼玉県と県内市町村(一部市町村を除く)が共同でシステムを運用し、サービスを提供していますので、引っ越しに伴う「水道使用開始・中止届」や「自動車税住所変更届」の手続きが、電子申請・届出サービスのホームページから簡単にできます。通信は暗号化されますので、セキュリティも安心です。

利用したい方は

パソコンの検索画面で「行田市 電子申請」を入力後、検索ボタンをクリックしてください。

行田市 電子申請

検索



クリック!

操作に困ったときは

コールセンターがサポートします。

【コールセンター】 ☎0570-005353または☎092-711-5815 (月～金曜日の午前9時～午後5時)

【Eメール】 support@e-tetsuzuki99.com

▶問い合わせ 広報広聴課情報担当(内線322)

子ども手当の認定請求はお済みですか？

平成23年10月から「子ども手当特別措置法」が施行され、子ども手当の支給を受けるには、すべての方に認定請求の手続きをさせていただくこととなりました。

請求の手続きが必要な方には、平成23年11月上旬に認定請求書を郵送していますので、まだ手続きをしていない方(2月分が未支給となっている方)は、認定請求の手続きを行ってください。

▼申請場所 子育て支援課

▼対象 中学生までの子どもを養育している方

▼申請に必要なもの

- ・認定請求書
- ・申請者本人の健康保険証の写し(申請者がサラリーマンなどの場合)
- ・申請者名義の預金通帳
- ・印鑑(朱肉を使用するもの)

▼注意

- ・3月31日(出までに)申請すれば、平成23年10月分からさかのぼって支給されます。
- ※4月1日以降に申請した方は、申請した月の翌月分からの支給となります。
- ・公務員の方は勤務先での手続きとなります。

▼手当の月額

- 【3歳未満】1万5千円(一律)
- 【3歳〜小学校修了前】1万円(第3子)

以降は1万5千円)

【中学生】1万円(一律)

▼その他 子ども手当は原則、申請した月の翌月分から支給されます。次の場合は、必ず15日以内に申請してください。

- ・お子さんが生まれたとき
- ・ほかの市町村に住所が変わったとき
- ・公務員になったとき、または公務員を辞めたとき

※誕生日や転出予定日が月末に近い場合は、申請が翌月になっても誕生日や転出日の翌日から15日以内に申請すれば、申請した月分から支給します。

※子どもが施設に入所している場合や里親などに預けられている場合は、その施設の設定者や里親などに子ども手当が支給されます。

▼問い合わせ 同課子育て支援担当(内線2662)



行田市次世代育成支援行動計画(後期計画)

～ぎょうだのあした(次の世代)づくり安心プランの進ちょく状況を公表します～

(1月1日現在)

本市では「子どもと親が笑顔で安心してらせるまち ぎょうだ」を目指して、「行田市次世代育成支援行動計画(後期計画)」に基づき各種事業を進めています。

この計画の中で目標事業量を定めた事業について、平成24年1月1日現在の進ちょく状況を次のとおり公表します。今後も児童数や保育ニーズなどを踏まえながら、目標の達成に努めていきます。

なお、この計画は、市ホームページで見ることができます。

▶問い合わせ 子育て支援課保育担当(内線263)



事業名	平成26年度目標事業量	現在の数	達成率(%)
通常保育事業・定員	1,340人	1,150人	86
延長保育事業	8カ所	7カ所	88
トワイライトステイ事業	2カ所	2カ所	100
病児・病後児保育事業(延べ利用日数)	2カ所(476日)	1カ所(620日)	50(130)
放課後児童健全育成事業(定員)	14カ所(645人)	13カ所(637人)	93(99)
地域子育て支援拠点事業	9カ所	8カ所	89
一時預かり事業(延べ利用日数)	1カ所(298日)	1カ所(293日)	100(98)
ショートステイ事業	2カ所	2カ所	100
ファミリー・サポート・センター事業(延べ利用人数)	1カ所(800人)	1カ所(422人)	100(53)
家庭保育室の運営事業(延べ利用人数)	2カ所(50人)	2カ所(58人)	100(116)